

文書記号	TK	確認検査業務手数料規程	版数	Rev. 3. 0
			頁	1 / 11

ユーディーアイ確認検査株式会社

確認検査業務手数料規程

UDI 確認検査株式会社

制定	平成 20 年 6 月 20 日	改定	令和 7 年 4 月 1 日	ユーディーアイ確認検査株式会社
----	------------------	----	----------------	-----------------

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「ユーディーアイ確認検査業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、ユーディーアイ確認検査株式会社(以下「UDI」という。)が実施する確認検査業務に係る手数料について必要な事項を定める。

(建築物に関する確認の申請手数料)

第2条 業務規程第 49 条に規定する建築物に関する確認の申請に係る手数料の額は、確認申請一件につき、別表第1<建築物>確認申請欄に掲げるとおりとする。

2 別表第1<建築物>の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1) 建築物を建築する場合(次の(2)から(4)に掲げる場合及び移転の場合を除く。)は、当該建築に係る部分の床面積

(2) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合で、UDI以外から当該計画の変更に係る直前の確認を受けている場合は、当該建築に係る部分の床面積

(3) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をUDIからを受けている場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)

なお、当該計画の変更に際して主要な用途が一戸建ての住宅の場合、かつ、構造計算書の変更を含まない場合は、別表1<建築物>区分「4号建築物、及び型式適合認定建築物」の手数を適用する。

(4) 建築物を別棟増築する場合は、当該計画の増築に係る部分の床面積(別棟増築する場合以外の増築は、当該増築する部分の床面積と既存建築物の床面積の2分の1を合計した床面積)

(5) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合(次号に掲げる場合を除く。)は、当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

(6) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

3 次の各号に該当する場合は、前1項及び2項で定める手数料の額に当該各号に定める割増料金を加算した手数料額とする。(ただし、次の(1)及び(2)は前2項の床面積の合計が300㎡以下の場合に限る。)

(1) 消防同意適用の場合の割増料金 4,000円

(2) 天空率を用いた場合の割増料金 6,000円(1天空率毎)

(3) 耐火性能検証法、防火区画検証法、階避難安全検証法、全館避難安全検証法、エレベーター強度検証法、エスカレーター強度検証法、遊戯施設強度検証法のいずれかの審査を要する場合は、申請一件につき以下の額の割増料金を加算した手数料額とする。

イ 延べ床面積 2,000㎡以下の場合 48,000円

ロ 延べ床面積 10,000㎡以下の場合 84,000円

ハ 延べ床面積 50,000㎡以下の場合 120,000円

ニ 延べ床面積 50,000㎡超えの場合 180,000円

4 前3項において、確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をUDIから受けている場合、前項(2)及び(3)の割増料金は、当該各号の額の2分の1とする。

5 建築基準法第6条の3ただし書きに規定される「特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準のうち確認審査が比較的容易にできるもの」の審査(ルート2基準審査)を要する建築物の場合においては、前1項の規程による額に、確認申請一件につき別表第2に掲げる区分に応じた額を加算する。構造棟数は、建築物の計画の敷地の一の建築物の数とする他、当該一の建築物の2以上の部分がエキスパンジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているときは当該一の建築物の2以上の部分をそれぞれ一の建築物とみなして算定する。

(建築設備に関する確認の申請手数料)

第3条 業務規程第49条に規定する昇降機、小荷物専用昇降機及びその他の建築設備に関する確認の申請に係る手数料の額は、一の建築設備について、別表第1<昇降機>確認申請欄に掲げるとおりとする。

(工作物に関する確認の申請手数料)

第4条 業務規程第49条に規定する工作物に関する確認の申請に係る手数料の額は、一の工作物について、別表第1<工作物>確認申請欄に掲げるとおりとする。

(仮使用認定に関する申請手数料)

第5条 業務規程第49条に規定する建築物に関する仮使用認定の申請に係る手数料の額は、仮使用認定申請一件につき、別表第1<仮使用認定手数料>欄に掲げるとおりとする。

2 建築物エネルギー消費性能適合性判定を要する建築物の仮使用認定の申請に係る手数料の額は、前項で定める手数料の額に別表第1<省エネ適合性判定を要する建築物の仮使用認定割増手数料>欄に掲げる額を加算した手数料額とする。

3 業務規程第49条に規定する昇降機、小荷物専用昇降機及びその他の建築設備に関する仮使用認定の申請に係る手数料の額は、一の建築設備について、別表第1<昇降機>完了検査欄に掲げるとおりとする。

4 業務規程第49条に規定する工作物に関する仮使用認定の申請に係る手数料の額は、一の工作物について、別表第1<工作物>完了検査欄に掲げるとおりとする。

(計画変更の申請手数料)

第6条 計画変更の申請に係る手数料の額は、建築物、昇降機及び工作物各々の計画変更申請一件につき、別表第1<建築物>確認申請欄、別表第1<昇降機>確認申請欄及び別表第1<工作物>確認申請欄に掲げるとおりとする。

2 第2条第2項(3)に規定する計画の変更に係る床面積(増加する部分を除く。)は、次の各号に掲げ

る変更に応じて、それぞれ当該各号に掲げる面積を変更に係る部分の床面積として算定する。

- (1) 敷地に接する道路の幅員、敷地が道路に接する部分の長さ、敷地面積、敷地境界線、又は敷地内における建築物の位置の変更 申請に係る建築物の建築面積
- (2) 建築面積の変更 変更される建築面積
- (3) 高さ又は階数の変更 高さを変更される部分の床面積又は変更される階の床面積
- (4) 床の変更 変更される部分の床面積
- (5) 階数の変更 変更される部分の水平投影面積
- (6) 柱、はり又はけたの変更 当該変更に係る柱、はり又はけたが荷重を負担する部分の床面積(変更前と変更後で荷重を負担する部分の床面積が異なる場合にあっては、その大きい方の面積を変更する部分の床面積とする(次号において同じ。))
- (7) 壁の変更 当該壁のある室の床面積に当該室の壁全体の長さに占める変更される壁の長さの割合を乗じた面積
- (8) 屋根、軒、軒裏、ひさし又は天井の変更 変更される部分の水平投影面積
- (9) 開口部の変更 変更される開口部の面積
- (10) 土台、基礎又は基礎ぐいの変更 土台、布基礎又はこれに類する基礎にあっては壁に、その他の基礎又は基礎ぐいにあっては柱に準じて算出された面積
- (11) 小屋組の変更 変更される小屋組に囲まれる部分の水平投影面積
- (12) 斜材 変更される部分の水平投影面積(ただし、当該斜材が壁に含まれる場合にあっては壁の変更として算出した面積。)
- (13) 建築設備(建築基準法第87条の2第1項に該当するものを除く。)の変更 変更される建築設備の水平投影面積(ただし、防煙壁の変更にあっては、当該防煙壁のある防煙区画部分の床面積に当該防煙区画部分の壁全体の長さに占める変更される防煙壁の長さの割合を乗じた面積。)
- (14) 前各号に掲げる変更以外のもの(当該建築物の計画に前各号に掲げる変更が含まれる場合を除く。) 100㎡以下であるものとして取り扱う

3 前項の規定により算出した変更に係る部分の床面積の合計が変更前の計画の床面積の合計を超える場合にあっては、変更前の計画の床面積を上限とする。

(建築物に関する中間検査の申請手数料)

第7条 業務規程第 49 条に規定する建築物に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、中間検査申請一件について、別表第1<建築物>中間検査欄に掲げるとおりとする。

2 別表第1<建築物>中間検査欄の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- (1) 基礎工事終了時等最下階の床施工が始まる前の工程を特定工程として指定されている場合は、検査に係る部分の最下階の床があるものとみなした部分の床面積
- (2) 主要構造部の全部又は一部を木造とした住宅又は共同住宅で、地階を除く階数が3以上の建築物の屋根工事を完了した時点の特定工程の場合は、当該建築に係る部分の床面積
- (3) 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造等の床及びこれを支持する梁に鉄筋を配置する工事の場合は、当該床があるものとみなした部分の床面積

(建築物に関する完了検査の申請手数料)

第8条 業務規程第 49 条に規定する建築物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、完了検査申請一件について、別表第1<建築物>完了検査欄に掲げるとおりとする。

(建築設備に関する完了検査の申請手数料)

第9条 業務規程第 49 条に規定する昇降機、小荷物専用昇降機及びその他の建築設備に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、一の建築設備について、別表第1<昇降機>完了検査欄に掲げるとおりとする。

(工作物に関する完了検査の申請手数料)

第10条 業務規程第 49 条に規定する工作物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、一の工作物について、別表第1<工作物>完了検査欄に掲げるとおりとする。

(中間検査及び完了検査の追加手数料)

第11条 中間検査又は完了検査において再検査が必要な場合の追加手数料は、各検査申請手数料の額の2分の1とする。

2 UDIの確認検査員が検査を行うため現場に行ったが、立会人の不在等申請者の責に帰すべき理由で検査が出来なかった場合の追加手数料は、各検査申請手数料の額の2分の1とする。

(直前の確認済証をUDIから受けていない中間検査及び完了検査の手数料)

第12条 直前の確認済証をUDIから受けていない中間検査及び完了検査の申請に係る手数料の額は、各検査申請手数料と同額とする。

(検査に係る遠隔地割増手数料)

第13条 中間検査、完了検査及び仮使用認定のためUDIの確認検査員が別表第1<遠隔地割増手数料>対象地域欄の市町村へ赴く場合は、第 7 条から前条までの手数料の額に、15,000 円を加算した手数料額とする。

(省エネ適合性判定を要する建築物の完了検査割増手数料)

第14条 建築物エネルギー消費性能適合判定を要する建築物の完了検査の申請に係る手数料の額は、第 8 条で定める手数料の額に別表第 1<省エネ適合性判定を要する建築物の完了検査割増料金>欄に掲げる額を加算した手数料額とする。

(UDIで確認審査中であつた申請を取り下げ、同一の計画で申請を行う再申請手数料)

第15条 UDIで確認審査中であつた申請を取り下げて、同一の計画を再申請する場合、確認の申請手数料の額の2分の1とする。また、第2条3項(2)及び(3)の割増料金は2分の1とする。

(追加説明書手数料)

第16条 完了検査において計画変更該当し追加説明書が提出された場合の手数料の額は、計画変更と同額とする。

(追加説明書が必要な場合以外の記載事項変更届手数料)

第17条 追加説明書が必要な場合以外の記載事項変更届が提出された場合の手数料の額は、4,000円とする。

(軽微な追加説明書手数料)

第18条 建築基準法施行規則第3条の2第1項第10号に該当する場合の軽微な追加説明書の手数料の額は、該当物件の当初確認審査手数料の1/2の額とする。

(工事取りやめ届手数料)

第19条 工事取りやめ届が提出された場合の手数料の額は、3,000円とする。

(確認証明等発行手数料)

第20条 UDIが確認済証及び検査済証を交付した証明書等を発行する場合の手数料の額は、一の建築物、建築設備又は工作物につき、次に定める額とする。

- | | |
|--------------|--------|
| (1) 建築確認済証明願 | 6,000円 |
| (2) 更正届 | 6,000円 |

(確認手数料の増額又は減額)

第21条 UDIは、第2条から第20条までに定める手数料の額を、確認及び検査が効率的に実施できる場合及び変更をする事が必要と認める場合並びに地域の実情等により必要と認められる場合は、増額又は減額ができる。

(確認検査手数料の返還)

第22条 収納した確認検査手数料は返還しない。ただし、UDIの責に帰すべき事由により確認検査が実施できなかった場合はこの限りでない。

附 則

(施行期日)

この確認検査業務手数料規程は、平成20年6月20日より施行する。

(令和7年4月1日改訂附則)

第1条 改定後の規定は、令和7年4月1日より施行する。

改訂:令和7年4月1日

別表第1

確認検査手数料表(全業務区域)

R7.4.1

<建築物>

単位:円(非課税)

区分	床面積合計	確認申請	中間検査	完了検査
3号建築物(特殊建築物で床面積100㎡超200㎡以下を除く)及び型式適合認定建築物	100㎡以下	21,000	28,000	28,000
	200㎡以下	28,000	41,000	41,000
	300㎡以下	44,000	52,000	52,000
一戸建ての住宅 地上2階以下 壁量計算 ※1	100㎡以下	41,000	36,000	36,000
	200㎡以下	50,000	43,000	43,000
	300㎡以下	62,000	60,000	60,000
一戸建ての住宅 地上2階以下 許容応力度計算 ※1	100㎡以下	51,000	36,000	36,000
	200㎡以下	60,000	43,000	43,000
	300㎡以下	72,000	60,000	60,000
その他	100㎡以下	61,000	36,000	36,000
	200㎡以下	70,000	43,000	43,000
	300㎡以下	82,000	60,000	60,000
	1,000㎡以下	128,000	115,000	138,000
	2,000㎡以下	235,000	195,000	222,000
	3,000㎡以下	360,000	235,000	265,000
	4,000㎡以下	410,000	265,000	290,000
	5,000㎡以下	445,000	280,000	320,000
	6,000㎡以下	540,000	320,000	375,000
	7,000㎡以下	580,000	335,000	410,000
	8,000㎡以下	625,000	345,000	430,000
	10,000㎡以下	665,000	360,000	460,000
	15,000㎡以下	695,000	390,000	500,000
	20,000㎡以下	760,000	450,000	580,000
	50,000㎡以下	920,000	560,000	710,000
100,000㎡以下	1,380,000	920,000	1,110,000	
200,000㎡以下	2,100,000	1,400,000	1,700,000	
200,000㎡ 超え	2,800,000	1,700,000	2,100,000	

- (注) ・3号建築物及び型式適合認定建築物で構造審査が必要な建築物は、その他欄の手数料とします。
 ・300㎡を超える型式適合認定建築物は、その他の区分の手数料とします。
 ・中間検査の面積は、当該特定工程の部分までの床面積の合計とします。
 ・他機関で確認済証を受けている場合、初回検査の手数料に確認申請欄の手数料の1/2を加算します。
 ・特殊建築物とは 法別表第1(イ)欄に掲げる用途を示します。
 ※1 一戸建ての住宅とは、令130条の3に規定する兼用住宅を含む。

※経過措置：以下の手数料表は、令和7年3月31日までに着工した物件で
 令和8年3月31日までに受付した場合に限る

R7.4.1

単位:円/非課税

区分	床面積合計	計画変更	中間検査	完了検査
4号建築物(特殊建築物で床面積100㎡超200㎡以下を除く)及び型式適合認定建築物	100㎡以下	21,000	28,000	28,000
	200㎡以下	28,000	41,000	41,000
	500㎡以下	44,000	52,000	52,000

＜省エネ適合性判定を要する建築物の完了検査割増料金＞

単位:円(非課税)

省エネ適合性判定に係る部分の床面積の合計	省エネ適合性判定通知書を UDIで交付している場合	省エネ適合性判定通知書を 他機関で交付している場合
100㎡以下	13,000	27,000
200㎡以下	15,000	31,000
300㎡以下	18,000	37,000
1,000㎡以下	29,000	58,000
2,000㎡以下	39,000	77,000
3,000㎡以下	46,000	92,000
4,000㎡以下	51,000	101,000
5,000㎡以下	56,000	111,000
6,000㎡以下	65,000	130,000
7,000㎡以下	70,000	140,000
8,000㎡以下	75,000	150,000
10,000㎡以下	80,000	160,000
15,000㎡以下	87,000	173,000
20,000㎡以下	105,000	202,000
50,000㎡以下	123,000	245,000
100,000㎡以下	195,000	385,000
200,000㎡以下	290,000	580,000
200,000㎡超え	360,000	720,000

(注)省エネ適合性判定は、2 建築物エネルギー消費性能適合性判定 業務手数料をご確認ください。

・割増対象床面積は申請図書通りに施工された仮使用認定部分の面積を除外するものとします。

・省エネ仕様基準の場合は除きます。

・以下のいずれかの手続きで省エネの適合性を判断した場合は上記料金を加算します。

(建設評価書の交付を受ける場合は除きます。)

- 1.省エネ適合性判定(建築物省エネ法11条1項)
- 2.設計住宅性能評価(建築物省エネ法規則2条2号)
- 3.長期優良住宅認定書(建築物省エネ法規則2条3号)
- 4.長期使用構造等の確認(建築物省エネ法規則2条3号)
- 5.省エネ法の大員認定(建築物省エネ法規則8条1号)
- 6.性能向上認定(建築物省エネ法規則8条2号)
- 7.低炭素認定(建築物省エネ法規則8条3号)

＜昇降機＞

単位:円(非課税)

区分	確認申請		完了検査	
	確認申請	完了検査	確認申請	完了検査
単独申請	型式適合認定(ホームエレベーター等)	16,000	24,000	24,000
	小荷物専用昇降機	16,000	24,000	24,000
	昇降機(上記以外)	24,000	36,000	36,000
単独申請 (計画変更)	型式適合認定(ホームエレベーター等)	8,000	-	-
	小荷物専用昇降機	8,000	-	-
	昇降機(上記以外)	12,000	-	-
建築物と併願申請	型式適合認定(ホームエレベーター等)	8,000	12,000	12,000
	小荷物専用昇降機	8,000	12,000	12,000
	昇降機(上記以外)	24,000	36,000	36,000
建築物と併願申請 (計画変更)	型式適合認定(ホームエレベーター等)	4,000	-	-
	小荷物専用昇降機	4,000	-	-
	昇降機(上記以外)	12,000	-	-

(注)・「建築物と併願申請」は建築物の手数料に加算される金額です。

3号建築物との併願の場合、手数料の加算はありません。

・建築物と併願申請した場合で、建築物のみの計画変更であって、昇降機の変更がない場合
昇降機の手数料の加算はありません。(建築物の計画変更の手数料のみとなります。)

・他機関で確認済証を受けている場合、完了検査の手数料に、確認申請欄の手数料の1/2を加算します。

<工作物>

単位:円(非課税)

区分			確認申請	完了検査
法88条1項 令138条1項	一号:煙突	高さ6m超	48,000	60,000
	二号:鉄塔等	高さ15m超	48,000	60,000
	三号:広告塔・記念塔等	高さ4m超	48,000	60,000
	四号:高架水槽・サイロ等	高さ8m超	48,000	60,000
	五号:擁壁	高さ2m超～3m以下	48,000	48,000
高さ3m超～10m以下		60,000	60,000	
		高さ10m超	72,000	84,000
法88条1項 令138条2項	一号:観光用EV・観光用エスカレーター		<昇降機>の手数料を適用	
	二号:高架の遊戯施設(慣性運動)		築造面積で<建築物>「その他」欄の手数料を適用	
	三号:原動機遊戯施設(回転運動)		築造面積で<建築物>「その他」欄の手数料を適用	
法88条2項 令138条3項	一号:製造施設		築造面積で<建築物>「その他」欄の手数料を適用	
	二号:自動車車庫(工作物)		築造面積で<建築物>「その他」欄の手数料を適用	
	三号:貯蔵施設	高さ8m超	築造面積で<建築物>「その他」欄の手数料を適用	
	四号:令138条2項一号～三号		上記 令138条2項の欄を適用	
	五号:汚物処理施設		築造面積で<建築物>「その他」欄の手数料を適用	
	六号:「特定用途制限地域」の条例の用途		築造面積で<建築物>「その他」欄の手数料を適用	

(注)・他機関で確認済証を受けている場合 完了検査の手数料に 確認申請欄の手数料の1/2を加算します。

<仮使用認定手数料>

単位:円(非課税)

区分	床面積合計	手数料
型式適合認定建築物	100㎡ 以下	35,000
	200㎡ 以下	51,000
	300㎡ 以下	65,000
その他	100㎡ 以下	45,000
	200㎡ 以下	54,000
	300㎡ 以下	75,000
	1,000㎡ 以下	175,000
	2,000㎡ 以下	231,000
	3,000㎡ 以下	275,000
	4,000㎡ 以下	303,000
	5,000㎡ 以下	332,000
	6,000㎡ 以下	390,000
	7,000㎡ 以下	418,000
	8,000㎡ 以下	447,000
	10,000㎡ 以下	476,000
	15,000㎡ 以下	520,000
	20,000㎡ 以下	605,000
	50,000㎡ 以下	735,000
	100,000㎡ 以下	1,153,000
	200,000㎡ 以下	1,730,000
200,000㎡ 超え	2,160,000	

(注)・昇降機等の建築設備及び工作物の仮使用認定についてはそれぞれ<昇降機>及び<工作物>欄の完了検査手数料と同額の手数料とします。

・仮使用認定の申請をする建築物に昇降機等の建築設備及び工作物の仮使用認定が含まれる場合には、
<仮使用認定手数料>にそれぞれ<昇降機>及び<工作物>欄の完了検査手数料を加算した額とします。

R7.4.1

<省エネ適合性判定を要する建築物の仮使用認定割増手数料>

単位:円(非課税)

省エネ適合性判定に係る部分の床面積の合計	省エネ適合性判定通知書をUDIで交付している場合	省エネ適合性判定通知書を他機関で交付している場合
100㎡ 以下	14,000	30,000
200㎡ 以下	17,000	35,000
300㎡ 以下	21,000	43,000
1,000㎡ 以下	35,000	70,000
2,000㎡ 以下	46,000	92,000
3,000㎡ 以下	55,000	110,000
4,000㎡ 以下	60,000	120,000
5,000㎡ 以下	67,000	134,000
6,000㎡ 以下	78,000	156,000
7,000㎡ 以下	84,000	168,000
8,000㎡ 以下	90,000	180,000
10,000㎡ 以下	95,000	190,000
15,000㎡ 以下	104,000	208,000
20,000㎡ 以下	121,000	242,000
50,000㎡ 以下	147,000	294,000
100,000㎡ 以下	230,000	460,000
200,000㎡ 以下	345,000	690,000
200,000㎡ 超え	432,000	864,000

(注) ・割増対象床面積は仮使用認定部分に含まれる省エネ適合性判定に係る部分の床面積の合計とします。
 ・省エネ仕様基準の場合は除きます。

R7.4.1

<割増手数料>

単位:円(非課税)

消防同意物件	4,000	
天空率使用物件(1天空率毎)	6,000	
各種検証法の物件	2,000㎡ 以下	48,000
	10,000㎡ 以下	84,000
	50,000㎡ 以下	120,000
	50,000㎡ 超え	180,000
省エネ仕様基準 ※住宅に限る (H28告示266号:仕様基準) (R4告示1106号:誘導基準)	5,000	

(注) ・消防同意・天空率使用の割増は、300㎡以下の建築物に限りです。
 ・計画変更の場合、消防同意以外の割増料金は、半額とします。

R7.4.1

<構造計算ルート2基準審査割増手数料>

単位:円(非課税)

床面積合計	割増手数料
1,000㎡ 以下	121,000
2,000㎡ 以下	163,000
10,000㎡ 以下	187,000
50,000㎡ 以下	248,000
50,000㎡ 超え	458,000

(注) ・構造棟数は、建築物の計画の敷地内の一の建築物の数とする他、当該一の建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているときは当該一の建築物の2以上の部分をそれぞれ一の建築物とみなして算定します。

R7.4.1

<遠隔地割増手数料>

単位:円(非課税)

対象地域	割増手数料
【群馬県】 渋川市、沼田市、吉岡町、東吾妻町、長野原町、草津町、中之条町、みなかみ町、榛東村、嬭恋村、川場村、片品村、昭和村、高山村	15,000
【栃木県】 日光市、那須塩原市、矢板市、大田原市、那須町、塩谷町	

(注) 上記の割増手数料は300㎡以下の建築物、工作物及び昇降機の検査に限りです。

<その他の手数料>

種類	手数料
記載事項変更届	4,000
軽微な追加説明書 (施行規則第3条の2第1項10号に該当するもの)	該当物件の当初確認審査手数料の1/2
工事取り止め届	3,000
取下げ届 (既に受理・契約した手数料は返金できません)	0
確認証明等発行手数料	6,000

<備考>

- 増築・用途変更の手料は、申請支店へお問い合わせください。
- 計画変更の手料は、算定した面積を各区分(確認申請欄)に当てはめた手数料とします。
ただし、建築物の区分『一戸建ての住宅 地上2階以下 壁量計算』『一戸建ての住宅 地上2階以下 許容応力度計算』『その他』のうち、主要な用途が一戸建ての住宅の場合で、かつ構造計算書の変更を含まない場合の計画変更については、『3号建築物(特殊建築物で床面積100㎡超200㎡以下を除く)及び型式適合認定建築物』の区分の手料を適用します。
- 直前の確認済証をUDIから受けていない計画変更は、新規の確認申請手数料とします。
- 中間・完了検査で、是正確認等の再検査となった場合は、再検査手数料として検査手数料の半額とします。
ただし、計画の変更があり検査申請を取り下げた後に再検査となった場合は、検査手数料の全額とします。
- 完了検査で、追加説明書の提出が必要となった場合は、計画変更と同額の手料とします。
- UDIで確認審査中であった申請を取り下げて、同一の計画を再申請する場合は、該当する確認申請手数料(消防同意を除く)の半額とします。